

善法複合施設整備事業に伴う善法青少年センターの
一部解体に係る代替策について

善法複合施設整備事業に伴う善法青少年センター敷地内の体育館等一部施設の解体を今年度予定しており、一部施設の代替策について以下のとおり報告いたします。

1. 一部解体について

(1) 解体施設

善法青少年センター体育館及び新館棟

(2) 解体工事の期間

令和 8 年 1 月から令和 8 年 3 月末まで（予定）

2. 体育館及び新館棟の代替策について

解体工事期間については、児童生徒の安全を確保した上で、善法青少年センター本館での活動を行うとともに、新施設の整備が完了するまでの間（合築施設は令和 11 年 3 月予定、体育館は令和 13 年 12 月予定）、以下の対応を予定しています。

(1) 体育館について

- ・菟道小学校の体育館を代替施設として利用（放課後等の時間帯）
- ・その他活動場所として近隣の公園等での活動を予定

(2) 新館棟について

- ・善法青少年センター本館で日常的な創作活動・簡易な調理学習等を実施
- ・その他活動場所として生涯学習センター等の利用を予定

※本館棟については、合築施設完成後に解体するため、代替策はありません。

3. 一部解体工事のスケジュール（予定）

令和 7 年	9 月	一部解体にかかる経費について補正予算案を計上 (9 月定例会)
	12 月	契約締結
令和 8 年	1 月	解体工事着手
	3 月	解体工事完了

4. 全体スケジュール (予定)

[illegible]